



高校の物理で習った様に池に小石を投げ込みますと、波が起こり岸まで達して折り返して干渉し定常波となります。弦楽器はこの定常波でできており、例えばギターは弦をつま弾きますと指を押さえる所で、定常波の節ができて音色が変わって行きます。

先月のクリニック便りで私は経絡とツボは確かに存在するのではないかと書きましたが、以前より私は経絡はギターの弦の様なものであり、ツボはその定常波の節ではなからうかと考えておりました。即ち私たちの体の中にはある種の波動が流れており、それが刻々と変化しているのではなからうかと思ふようになりました。そして最近この様を考へ方を持つ人が現れ、実際に波動を用いてコンピュータ解析により、体の変化を調べて行うこととする試みがなされる様になってきました。

具体的にはヘッドフォンの付いた機械を用いて耳から微弱な波動(音波)を流し、体の色んな臓器と共鳴させコンピュータ処理を行って不調な箇所を調べるといふもので、更にはその微弱な波動信号を変化させる事により、不調な臓器を健全化させ、ひいては治療に応用して行うことというものであります。

世の中は日進月歩進んでおります。医学が生物学と結びついて遺伝子工学や再生医療の道が開けて行きました。同様に医学が物理学と結びつき、前述した様な波動を用いた医療というものなどもこれからの先端医療となっていく、その様を気がしてならないのです。

院長 西村 章

夜間・早朝等加算について

病院勤務医の負担軽減に資するため、軽症の救急患者を地域の診療応需を解いた診療所において受け止める観点から、診療所は夜間、早朝等加算として評価されるように設けられました。初診料・再診料にそれぞれに50点がプラスされます。当クリニックは18時から19時までです。また午前診は12時以降、午後診は19時以降は初診料には85点、再診料に時間外加算として65点がプラスされます。(11/ハビリのみの方もプラスされます)

特定疾患療養管理料について

現在、医学管理料・指導料と設定されている項目は41項目あります。特定疾患療養管理料は、厚生労働大臣が定める疾患を主病とする外来患者が、医師による計画的な療養上の指導を受けている場合に算定されます。医療の点数は1点が10円で、特定疾患療養管理料は225点です。これは保険のルールにより診療所やクリニック、200床未満の病院は全て月2回算定されます。特定疾患を病名で挙げますと、糖尿病、高血圧症、胃潰瘍、高脂血症、高コレステロール血症、慢性胃炎、喘息などたくさんの特定期疾患があります。特定疾患療養管理料が算定されているかは診療明細書でご確認いただけます。また管理料や指導料は病院ごとに毎月2回請求されますので、ご病気の管理や指導を受ける医師を一人にすることで管理料や指導料の支払いも月2回のみとなり病院にいくたびに支払うということがなくなります。定期の目薬や塗り薬などもお薬手帳とともにお持ちいただきご相談ください。かかりつけの内科医を持ち、随診などでお元気な時のご様子を見させていただくことで、ご病気の早期発見早期治療に繋がります。また当クリニックは血液検査機を配置しておりますので、症状にあわせた迅速な対応ができます。ご紹介もさせていただきます。朝夕の温度差の激しい日もあり体調を崩しやすい季節です。また食中毒の季節もやってきます。あなたはすぐに駆け込み気軽に相談できる内科医をお持ちですか？健康について不安はありませんか？お気軽にまずはお問合せください。



マリンバさん
いつも綺麗なお写真ありがとうございます
(7/)

編集後記

先日生れて初めて”ほたる”を見ました
幻想的な輝きはうっとりするほど
ロマンチックでした♡